

市立札幌大通高等学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

市立札幌大通高等学校いじめ防止基本方針は、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対応」を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているか」、そのために「教職員は何をするのか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示す。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめの定義を理解する

「生徒に対して、在籍している当該生徒等と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。

「いじめ防止対策推進法」 総則 より

(1) いじめの特質とは

- ①いじめは、目に見えにくいもの
 - ②いじめは、人に相談しにくいもの
 - ③いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こり得るもの
 - ④いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
 - ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
 - ⑥いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの
- * いじめはいじめられた者の心の中にある「心の傷」である

(2) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ①冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる【言葉】
- ②仲間はずれ、集団による無視【仲間はずし】
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする【軽度暴力】
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする【暴力】
- ⑤金品をたかられる【恐喝】
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【悪戯】【盗難】【損壊】
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする【脅迫】【侮辱】【強要】
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】
- ⑨その他

2 いじめを未然に防止するために

(1) 生徒に対して

① 「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成

規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導を徹底する。

② 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませる。また、温かい人間関係の中でお互いの違いを認め、それぞれが主体的に取り組む協同的な活動に取り組ませる。

③ 「わかる授業づくり」、学習の「基礎基本の定着」

わかる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせる学習指導を行う。

④ 「命を大切にす」指導の徹底

ピアサポート、コーピングリレーションの充実を図ると共に学校教育全体を通して「他人を思いやる心」や「命の大切さ」を実感できる取り組みの推進を図る。

⑤ いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」、教育相談の一層の充実大切にす指導

全市一斉のいじめアンケート（年1回）を行い、担任→学年→生徒指導部・保健支援部→職員会議へとPDCAサイクルを大切にして早期発見に努める。

「向き合い」「教えて」「育てる」一人一人の心に寄り添った相談活動の充実。

⑥ 「情報活用能力」・「情報モラル」の育成

最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、外部講師を招き「スマホ・ケータイ安全教室」の実施、「情報」の授業で生徒に情報モラルを積極的に啓発することで情報活用能力や規範意識を向上させる。

(2) 学校全体として

① いじめに取り組む方針の明確化と公表

- ・「いじめに学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明の実施（通信、懇談会等を利用）
- ・全職員での方針の共通理解（職員研修の実施）
- ・情報が確実に把握できる体制の整備

② 全職員の危機意識の向上

- ・アンテナを高くはり、いじめのサイン、いじめを察知、発見できる職員
- ・高い人権感覚を身につけた職員

③ 気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団

- ・日常的な情報共有
- ・担任だけでなく、学年を中心に複数職員での把握、指導
- ・気になることの迅速な情報共有

(3) 保護者・地域に対して

- ① 必要に応じ、いじめについての情報を提供することで複数の大人による見守りの実施
- ② 青少年健全育成推進会などで情報交流や意見交流の場を設け、連携の強化

3 いじめを早期発見するために

(1) 校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】

- ・小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かい情報交換
- ・SC、SSW、特別支援コーディネーター、養護教諭等との情報交換
- ・全職員（事務職員や校務助手・用務員も含め）での情報把握

(2) 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

- ・生徒の立場に立って寄り添った人間味ある温かい指導
- ・生徒一人一人との触れ合い
- ・自分や仲間のよさを伝えあい、互いの存在を認め合う指導

(3) アンケート調査・教育相談等の効果的な実施や保護者との連携

【心の状態を把握する方途】

- ・全市一斉「悩みやいじめに関するアンケート調査」1回実施（11月）
- ※PDCAサイクルを大切にする。担任→学年→生徒指導部・保健支援部→職員会議
- ・個人懇談の実施（前期と後期）
 - ・学校評価アンケートからの読み取り
 - ・保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼

4 いじめ発見後、早急に対応するために

- * 「確かな初動対応が決め手」であると認識し指導
- * 自分だけで解決できると過信しない（抱え込まない）対応

(1) 情報のキャッチと記録

- ・ 5W「いつ・どこで・だれが・何を・なぜ」 1H（どのように）が時系列になるように、複数の教員で同時確認
- ・ 双方から話を聴く時は慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ、矛盾がないか整理

(2) 管理職への報告

- ・ どのケースも緊急事態の意識をもち、報告を最優先
- ・ 管理職へ報告 ・ 情報提供者への配慮

(3) 対応体制の確立

- ・ 校長（副校長・教頭・生徒指導部・保健支援部）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立
- ・ 手順・役割分担・内容を明確にした正確な事実の把握

(4) 事実関係の把握

- ・ 聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認
- ・ 被害者・加害者・関係者（傍観・観衆者）を個別に同時進行で事情聴取
- ・ 聞き取り中で随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握

(5) 対応方針の決定

- ・ 被害者の安全や保護を最優先にし、緊急度を確認
- ・ いつ・誰が・どのように対応するのかを決定。全教職員に周知し、迅速に対応

(6) 確かな初動対応

- ・ 情報が本人、保護者からの提供の場合やケガ、破損などではっきりしている場合、即日対応
- ・ 即日、保護者に学校の動きを確実に伝達、可能な限り家庭訪問を実施（生徒指導部・保健支援部員・年次主任・担任）

5 いじめを確実に解決するために

(1) 被害者・保護者に対して

*徹底して被害者の立場に立って対応

- ・最も信頼関係のある教職員が対応
- ・「最後まで絶対に守る」という被害者や保護者への意思表示
- ・被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプラン提案
- ・心のケアや登下校・休み時間等の見守りの継続
- ・解決後、保護者に経過等を定期的に報告（アフター・ケア）

(2) 加害者・保護者に対して

*いじめを行った動機や気持ちにしっかり目を向けさせ、加害者の今後の生活について前向きに取り組ませる意欲づくり

- ・行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭
- ・被害者と認識の違いがあることをふまえて対応
- ・加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、ストレスを軽減
- ・保護者には事実を伝え、協力関係を構築
- ・相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を熟考
- ・解決後もしくは保護者に経過の定期的な報告

(3) 学級集団・目撃者・傍観者に対して

*いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導

- ・いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導
- ・全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成

(4) P T Aや保護者・地域との連携

*生徒の幸せにつながる信頼関係を構築し、協力・連携し温かい目で見守る意識で

- ・必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携強化
- ・情報交流・意見交流の場を設け、一層の連携強化

6 校内体制（いじめ対策委員会）について

(1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置(兼不登校対策 生徒指導対策)

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

- ・構成メンバー 校長 副校長 教頭 生徒指導部長 保健支援部長 年次主任
関係担任 養護教諭 (必要に応じてスクールカウンセラー(SC)、
スクールソーシャルワーカー(SSW)など・外部機関など)

役 職	役 割 分 担
校長(総責任者) 副校長 教頭	①方針の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実 ④保護者面接(必要な場合) ⑤外部機関・SCなどとの連携 ⑥マスコミ対応
生徒指導部長 保健支援部長	①情報の集約 ②指導・支援の指示 ③対策委員会の招集 ④保護者面接(必要に応じて)
関係年次主任	①担任のフォローアップ ②生徒指導(事情聴取・説諭) ③保護者対応(連絡・事情説明・家庭訪問) ④保護者面接 ⑤アフターフォロー(解決後の生活の見届け・学年全体への指導)
学級担任	①いじめの早期発見・事実確認 ②管理職・対策委員会への報告 ③生徒指導(事情聴取・説諭) ④保護者対応(連絡・事情説明・家庭訪問) ⑤保護者面接 ⑥アフターフォロー
養護教諭	①生徒来室状況や会話等の情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供
SC・SSW 特別支援コーディネーター	①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②対応等に関する助言や支援 ③生徒の状態把握と情報提供

※その他必要に応じて、医療機関・警察(道警サポートセンター)・児童相談所等の参加を要請

(2) 委員会の役割

- ・本校で生じたいじめ問題への対応協議
- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、保護者へのいじめ防止啓発等に関すること

- ・生徒の日常生活を複数の目で把握することでいじめの芽の早期発見

(3) いじめへの対応

- ・いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会を招集
- ・事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始
- ・担任、学年任せにせず、学校全体組織で対応
- ・全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動で指導

(4) 校内研修の計画・実施

- ・教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画・実施

7 他機関との連携について（含：スクールカウンセラーなど）

(1) 校内スクールカウンセラーなどとの連携

- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもたちの悩みや不安等の相談
- ・保護者の相談・カウンセリングの実施
- ・校内対策委員会への助言と支援
- ・外部機関とのパイプ役

(2) 札幌市教育委員会との連携

- ・いじめの事実を確認した場合は教育委員会に連絡。連携を図り迅速に対応
- ・いじめが長期化している場合は経過を報告し、支援を依頼

(3) 医療機関・公的機関などとの連携

- ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては様々な外部機関と連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼
- ・他機関と継続的に連携しながら問題を解決

(4) 警察署との連携

- ・犯罪性が高いいじめについては警察と連携して対応
- ・被害者救済、二次被害防止、再発防止の徹底

8 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため
学校評価について、次の2点を加味し、適正に学校の取り組みを評価する。

- ①いじめの早期発見の取り組みに関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

9 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

・いじめ問題が重大事態等に発展した場合等に資料として重要になることから、3年間保存しておく。